

神戸学院大学人文学会会則

制定 1990年4月1日

改正 1993年6月1日

改正 1996年6月1日

改正 2004年6月1日

改正 2009年6月1日

改正 2012年4月1日

〔名称〕

第1条 本会は、神戸学院大学人文学会と称する。

〔事務所〕

第2条 本会は、事務所を神戸学院大学人文学部に置く。

〔目的〕

第3条 本会は、神戸学院大学人文学部の教育並びに研究の充実と発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学会誌「人間文化」の発行
- (2) 研究叢書の出版
- (3) 研究会、及び学術講演会の開催
- (4) その他幹事が適当と認めた事業

〔会員〕

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 神戸学院大学人文学部の専任教員
- (2) 学生会員 大学院人間文化学研究科生および人文学部生
- (3) 名誉会員 本会に特別の寄与をした者で、名誉教授および総会で認められた者
- (4) 特別会員 大学院人間文化学研究科において課程博士または論文博士の学位を授与された者
- (5) 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者

〔会員の義務及び権利〕

第6条 会員は、会則第3条の趣旨に則り、本会の事業に協力しなければならない。

- 2 会員は、総会において定める年会費を納めなければならない。
- 3 会員は、本会の事業に参加することができる。
- 4 会員は、学会誌「人間文化」の配布を受ける。

〔総会〕

第7条 総会は、本会の目的の趣旨に則り、年1回以上開催されるものとする。

- 2 総会は、第5条第1項に定めた正会員で構成する。
- 3 総会の開催は、幹事会の発議による。
- 4 総会は、第5条第1項に定めた正会員の過半数の出席によって成立する。
- 5 総会においては、以下の事項を決定する。
 - (1) 年次事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 予算案の承認
 - (4) 幹事の選出
 - (5) 会員の異動
 - (6) その他、幹事会において必要と認めた事項

[幹事会]

第8条 本会に幹事会を置く。幹事会は、第5条第1項に定めた正会員で構成する。

- 2 幹事会は、随時会長がこれを招集する。
- 3 幹事会は、事業報告案、決算報告案、予算案その他の重要事項の立案にあたる。
- 4 幹事会は、本会の通常の運営にあたる。
- 5 幹事会には、学会誌の編集担当委員を置く。

[役員]

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（神戸学院大学人文学部長がこれにあたる）
 - (2) 幹事 若干名
 - (3) 監査 2名
 - (4) 編集委員 若干名
- 2 幹事及び編集委員の任期は1年とする。

[会費]

第10条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員と特別会員を除く。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| (1) 正会員 | 年額 | 12,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 団体 年額 | 50,000 円 |
| | 個人 年額 | 20,000 円 |
| (3) 学生会員 | 学部学生 年額 | 1,500 円 |
| | 大学院学生 年額 | 2,000 円 |
- 2 学生会員は、入学時に入会金 1,000 円及び4年分の会費を一括納入する。ただし、大学院人間文化科学研究科生修士課程は2年分、博士後期課程は3年分とする。

[経費]

第11条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金及び神戸学院大学からの助成金をもってこれ

にあてる。

〔会計年度〕

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔会計報告〕

第13条 会長は、毎年会計年度終了後、会計監査を経て、総会に報告を行わなければならない。

〔会則の改正〕

第14条 本会則の改正は、幹事会の発議により、総会において行う。ただし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

〔内規〕

第15条 第4条の規定による事業の運営に関する必要事項については、別に内規を定める。

附 則

この会則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月1日）

この会則は、1993年6月1日から施行する。

附 則（1996年6月1日）

この会則は、1996年6月1日から施行し、1996年4月1日から適用する。

附 則（2004年6月1日）

この会則は、2004年6月1日から適用する。

附 則（2009年6月1日）

この会則は、2009年6月1日から施行する。

附 則（2012年4月1日）

この会則は、2012年4月1日から施行する。なお、第10条に定める学生会員の会費については、2012年度入学生の入学手続時より適用する。